

【平成28年12月11日（日）開催分】

説明会 開催 結果	開 催 日 時	平成28年12月11日（日）14：00～15：40
	開 催 場 所	会場の名称 厚木市役所 4階大会議室 会場の所在地 厚木市中町3-17-17
	参 加 人 員	参加人員 25人
	事業者側の主な出席者	厚木市(まちづくり計画部都市計画課、環境農政部環境施設担当) 厚木愛甲環境施設組合【説明者】
	説明会の経過及び概要	14：00 開会 ・代表者挨拶 ・関係者紹介 14：05 環境影響予測評価実施計画書の概要説明 (パワーポイントにより約30分説明) 14：40 質疑応答 (主な質問・要望と回答は下記のとおり) 15：40 閉会

主な質問・要望	回 答
施設を建設することがまちづくりにどのように影響するか。	新設することで、現在の処理機能を引き継ぎ、快適なまちづくりに貢献するものと考えています。また、災害時の避難場所や熱・電気の供給の場ともなります。緑地は通常時は広場として地域住民の方に利用いただけます。
施設を建設することで稲作への影響があるのではないかと。周辺に残る水田で害虫が増えたり、鳥害が起きることがあるのではないかと。	実施区域に生息していた昆虫や鳥類が周辺に移動することになるため、一時的には周辺の水田の昆虫や鳥類の生息密度が高まることも考えられますが、高くなった生息密度は、時間とともに自然に周辺とバランスをとって、元の生息密度に戻ると考えられますので、周辺の水田に大きな変化はないと考えています。緑地の整備は周辺の住民や農業従事者の方々の意見を踏まえて計画していきたい。
なぜ、厚木市が環境影響評価の事業者になっているのか。	都市計画法の都市計画決定をする事業については、条例上、都市計画決定権者が事業者と定められているため、厚木市が事業者となっています。
現センターの跡地は何に利用されるのか。	現環境センターの跡地は厚木市のごみ収集車の車両基地、管理棟、市民の直接持ち込みスペースとしての機能は残し、そのほかの土地は現在検討中です。
処理能力 273t は施設二つ分でしょうか。	処理能力 136.5t の焼却炉が二つあります。
人への健康に対する調査を行わないのか。現在より良い施設ができると言われても、よく分からない。	大気質等の測定結果から人の健康に対する調査は行いません。意見書として提出いただければと思います。

主な質問・要望	回 答
<p>施設や事業のことはどこまで決まっているのか。 ごみピットについてはどこまで決まっているのか。地盤対策は行うのか。</p>	<p>現在は、基本計画はできており基本設計に移る段階です。環境影響評価の結果やそれに対する意見を聞きながら基本設計、具体的な建物の形態を決定していきます。 ごみピットについては、約 1 万m³が必要であると予測しています。ピットの底盤部分で約 25m以内におさまる計画であるため、それに合わせて地盤沈下対策として 25mのボーリング調査を実施する計画です。</p>
<p>今後の環境影響評価の結果で、計画が覆ることもあると思うが、これから行う測量などが無駄になることもあるのではないか。</p>	<p>平成 37 年の稼働に向けて、出来ることは進めていく方針としています。測量もその一環です。</p>
<p>あらしの大気汚染の自主規制値に水銀が無いのはなぜか。</p>	<p>カドミウム、水銀、鉛の自主規制値は、今後、専門部会を経て決定するもので、現在検討中のため、このような表記としています。</p>